

学校法人青葉学園 学園長の選任及び任期等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人青葉学園寄附行為第22条の規定に基づき、学園長を置く場合の学園長の選任及び任期等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学園長の選任)

第2条 学園長は、この法人で特別功労があった理事長経験者を、理事会の議決を得て、理事長が任命する。

(学園長の任期)

第3条 学園長の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 学園長は、再任されることができる。

(学園長の解任及び退任)

第4条 学園長が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を得て、理事長が解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (2) 学園長としてふさわしくない非行があったとき

2 学園長は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。